

防府市クリーンセンターリサイクル施設の搬入基準

平成25年11月18日制定

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条に規定する一般廃棄物の搬入基準のうち、防府市クリーンセンターリサイクル施設（以下「リサイクル施設」という。）における一般廃棄物の搬入に関し必要な事項を定めるものとする。

1 遵守事項

リサイクル施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の種類ごとに適正に分別し、廃棄物の種類ごとに定められた指定場所に搬入すること。
- (2) 施設搬入にあたって、車両事故、労働災害及び施設破損等を防止するため、処理施設内の標識及び施設係員の指示に従うなど処理施設の安全基準を遵守すること。
- (3) 施設搬入にあたって、廃棄物の飛散・流出等がないようにすること。また、廃棄物を飛散・流出させた場合は、自らその清掃を行うこと。

2 搬入車両等の基準

リサイクル施設に搬入できる車両等の基準は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その限りでない。

- (1) 最大積載重量4トン以下の車両
- (2) 車両寸法が全幅2.6m以下、全長7m以下の車両
- (3) 原則として、自動排出機能(ダンプ式等)を用いず、手降ろしにより搬入すること。

3 処理施設への廃棄物の受入中止

市は、次の各号に該当するときは、リサイクル施設への一般廃棄物の受入を中止することができる。

- (1) 処理施設の定期点検整備を実施するとき。
- (2) 処理施設の設備の故障等により、廃棄物の受入ができなくなったとき。

(3) 気象警報が発表されるなど荒天等により廃棄物の受入に支障が生じる恐れがあると判断したとき。

4 リサイクル施設に搬入することができるもの

リサイクル施設に搬入することができる一般廃棄物の主要な品目とその搬入条件等は、別表第1のとおりとする。

5 リサイクル施設で処理できないもの

リサイクル施設で処理できないもの（処理困難物）の例示は、別表第2に掲げるものとする。

6 搬入基準の変更

この搬入基準は、法改正、条例改正、搬入廃棄物の性状の変化などの社会情勢に合わせて原則1年に1度見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

別表第1 リサイクル施設に搬入できるもの

一 不燃ごみ、粗大ごみ（確認ヤードに搬入できるもの）

廃棄物の種類	例示品目等	搬入条件	事業系一般廃棄物の例外規定
不燃ごみ	鍋、やかん、スプーン、フォーク、針金ハンガー等	1辺の長さ50cm以内のもの	
	1辺の長さが15cmを超える角缶、オイル缶などの空き缶（資源ごみに該当するものを除く。）		
	鎌、包丁、ナイフなどの刃物類（刃の部分の部分を布や厚紙などで保護したものに限る。）		
	針金等のひも状の金属類	長さ2m以内に切断し、たばねたもの	
家電製品	携帯電話端末、パソコン、プリンター、電話機、ファクシミリ、ビデオカメラ、DVDレコーダー、カメラ、オーディオプレーヤー、ステレオセット、家庭用ゲーム機、除湿機、加湿機、扇風機、空気清浄機、アイロン、電気ストーブ、電気こたつ、炊飯器、電子レンジ、トースター、電気掃除機、ミキサー、ジューサー、電気照明器具、電子オルガン、電子ギター、電気かみそり、ヘアードライヤー、電子工具、電気コード等	電池、充電電池、蛍光管、電球、取り外し可能なガラス部品等を取り除いたもの	

廃棄物の種類		例示品目等	搬入条件	事業系一般廃棄物の例外規定	
木、木材類		剪定木・棒切れ・角材等	長さ1 m×直径20 cm以内のもの ※釘等の異物を取り除くこと。		
		板切れ等	長さ2 m×幅1.5 m以内のもの（厚み5 cm以内のものに限る。） ※釘等の異物を取り除くこと。		
可燃性粗大ごみ	家具類	タンス、テーブル、机、イス、キャビネット、本棚、サイドボード、食器棚、本立、マットレス（スプリングなし）、ソファ（スプリングなし）、ござ、よしず、ウッドカーペット等		長さ2 m×幅1.5 m×奥行き1 m以内のものに限る。	
	建具類	ふすま、障子、木製ドア等		長さ2 m×幅1.5 m×奥行き1 m以内のものに限る。	
	布類	布団、毛布、じゅうたん、カーテン等	折りたたみひもでしばったもの		
	畳	畳	1日1回10畳まで		
	その他	塩ビパイプなどプラスチック製で棒状のもの		長さ2 m以内のもの	
		プラスチック製の波板などの板状のもの		長さ2 m×幅1.5 m以内のもの	
不燃性粗大ごみ	金属製家具類	テーブル、机、イス等		長さ2 m×幅1.5 m×奥行き1 m以内のものに限る。	

廃棄物の種類		例示品目等	搬入条件	事業系一般廃棄物の例外規定
不燃性粗大ごみ	金属製家具類	スプリングマットレス、スプリング入りソファ等		事業系不可
	金属製建具類	アルミサッシ、金属製ドア等		長さ2m×幅1.5m×奥行き1m以内のものに限る。
	石油ストーブ、ガスストーブ、ガスコンロ	石油ストーブ、ガスストーブ、ガスコンロ等	燃料や乾電池などを取り除いたもの	長さ2m×幅1.5m×奥行き1m以内のものに限る。
	その他	鉄パイプなどの金属製で棒状のもの（著しく太さのあるものを除く。）	長さ2m以内のもの	
		金属製の波板、トタン、ガラスなどの板状のもの（著しく厚みがあるものを除く。）	長さ2m×幅1.5m以内のもの	
その他	その他の一般廃棄物で処理施設の管理運営に支障がないもの	長さ2m×幅1.5m×奥行き1m以内のもの		

- 備考1 産業廃棄物に該当するものは除く。ただし、従業員の飲食に伴うものなど製造・流通・販売等の本来業務以外で発生するもので、家庭系廃棄物と同質のものについて事業系一般廃棄物として受け入れることができることとする。
- 2 事業系一般廃棄物として受け入れることが可能な規定数量は、不燃ごみ、家電製品、木・木材類、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ合わせて1日1事業者につき、5点までとする。ただし、不燃ごみについては、45リットル袋1袋程度に限り、個別の数量に替えて1袋程度を1点として搬入できるものとする。
- 3 この表に記載がない場合においても、廃棄物の処理状況等から搬入量や搬入形状等の制限を行うことがある。
- 4 この表に該当するものがない場合又は同一品目を大量に搬入する場合は、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。

二 危険ごみ（確認ヤードに搬入できるもの）

廃棄物の種類	例示品目等	搬入条件	事業系一般廃棄物の例外規定
スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ	穴あけをし、ガス抜きしたもの	1日1事業者につき、450袋1袋程度までに限る。
乾電池類	アルカリ乾電池、マンガン乾電池、リチウム一次電池		1日1事業者につき、10個までに限る。
水銀体温計	水銀体温計		事業系不可
蛍光管	丸形蛍光管、直管蛍光灯等	長さ120cm以内の直管、直径45cm以内の丸形のもの	1日1事業者につき、10本までに限る。
ライター類	使い捨てライター、大型ライター		1日1事業者につき、10個までに限る。
陶磁器・ガラス類	食器、灰皿、花瓶、ガラス、電球、植木鉢等（資源ごみに該当するものを除く。）	1辺の長さが50cm以内のもの。	1日1事業者につき、450袋1袋程度までに限る。

- 備考1 産業廃棄物に該当するものは除く。ただし、従業員の飲食に伴うものなど製造・流通・販売等の本来業務以外で発生するもので、家庭系廃棄物と同質のものについて事業系一般廃棄物として受け入れることができることとする。
- 2 この表に記載がない場合においても、廃棄物の処理状況等から搬入量や搬入形状等の制限を行うことがある。
- 3 この表に該当するものがない場合又は同一品目を大量に搬入する場合は、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。

三 資源ごみ（資源ヤードに搬入できるもの）

廃棄物の種類		例示品目等	搬入条件	事業系廃棄物の例外規定
缶（アルミ缶・スチール缶）		ジュース、缶詰缶、お菓子の缶、ペットフードの缶など飲料や食品が入っていた缶	1辺の長さが15cm以内の角缶又は容量3ℓ以内のもの	
ペットボトル		飲料又は調味料用のペットボトル		
びん類		食品や化粧品が入っていた容器のうち、ガラス製のびん	無色、茶色、その他の色に分別したもの	
古紙類	新聞紙	新聞紙、新聞折り込み広告紙		
	ダンボール	ダンボール		
	雑がみ	書籍、雑誌、パンフレット、シュレッター紙等		
紙製容器包装		紙袋、包装紙、紙箱等の紙製の容器や包装		表示マークが記載してあるものに限る。
紙パック		飲料用紙パック		表示マークが記載してあるものに限る。
プラスチック製容器包装		ボトル、トレイ、フィルム、緩衝材などのプラスチック製の容器や包装	45リットル以下の無色透明袋に入れて搬入すること。	表示マークが記載してあるものに限る。 発砲スチロール、PPバンドは、受け入れない。
古着・古布		ワイシャツ、Tシャツ、ズボンなどの一般的な衣類及びタオル、シーツなどの布類	濡れていない、汚れていない等保管状態のよいもの	事業系不可

備考1 産業廃棄物に該当するものは除く。ただし、従業員の飲食に伴うものなど製造・流通・販売等の本来業務以外で発生するもので、家庭系一般廃棄物と同質のものについて事業系一般廃棄物として受け入れることができることとする。

2 洗浄等により汚れが付着していない資源化可能な状態で搬入すること。

- 3 この表に記載がない場合においても、廃棄物の処理状況等から搬入量や搬入形状等の制限を行うことがある。
- 4 同一品目を大量に搬入する場合は、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。

別表第2 リサイクル施設で処理できないもの

区分	例示品目等
防府市以外で発生したもの	
有害性のあるもの	農薬、劇薬、殺虫剤、漂白剤等の薬品類
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器等
引火性のあるもの	石油、廃油、火薬、塗料等
著しく悪臭を発するもの	汚物が著しく付着したもの等
特別管理一般廃棄物	P C Bを使用した部品、感染性廃棄物等
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
処理施設で処理することが困難な形状のもの	タイヤ、金庫、農機具、魚網、自動車部品、原動機付自転車、繊維強化プラスチック（FRP）の製品、グラスウール・ロックウール、太陽熱・電気温水器、石綿・石綿含有の製品、ピアノ、浴槽、フェンス、門扉等
社会通念上、廃棄物として処理することに支障があるもの	仏壇、仏具、神具等

備考1 可燃ごみ及び埋立ごみは、リサイクル施設では受け入れない。

- 2 この表は、主要な品目について例示したものであるため、詳細については、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。